

平成十九年二月二十日受領  
答弁第五九号

内閣衆質一六六第五九号

平成十九年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出新しい日露関係専門家対話（二〇〇七）に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出新しい日露関係専門家対話（二〇〇七）に関する再質問に対する答弁書

一について

安全保障問題研究会の担当者から外務省欧州局ロシア課の担当職員に対し、御指摘の「会議」の開催時期に関するロシア側主催団体との調整状況等について連絡があった。

二について

本田悦朗外務省欧州局審議官が御指摘の「会議」の開会式に出席したほか、欧州局ロシア課の担当職員がオブザーバーとして御指摘の「会議」を傍聴し、その概要報告を作成した。

三について

外務省としては、御指摘の「会議」に関連したレセプションが平成十九年二月五日及び六日に行われたと承知しており、本田悦朗外務省欧州局審議官が同日に行われたレセプションに職務として出席した。同審議官は、同レセプションにおいて飲食したが、外務省としては、同レセプションにおける飲食については、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の贈与等に該当すると認識している。

四について

外務省としては、御指摘の「会議」の開催を通じ、日本国とロシア連邦の専門家等により率直な意見交換が行われること等によつて、例えば、領土問題の解決を含む日本国とロシア連邦との間の平和条約締結問題について、日露両国国民の相互理解の増進が図られてきていると考えている。